の（その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHz以下のものに限る。）をいう。以下同じ。）、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五二八MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz及び一、九〇二・九五MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHzを超え二、四〇〇kHz以下のものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

第九条の四第四号イ中「基地局」の下に「（一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてPHSの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。）」を加え、同号ロ中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、「無線局」の下に「（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、「第一号又は」を削る。

第二十四条に次の二項を加える。

23　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二ナノワット以下の値
一、〇〇〇MHz以上一、八九三・五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値
一、八九三・五MHz以上一、九〇六・一MHz以下	次のいずれかの値 一　一、八九三・五五MHz以上一、九〇六・〇五MHz以下であつて、一、八九三・五五MHz及び一、八九三・五五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えた一二六波において一MHzの帯域幅における平均電力が二ナノワット以下の値。ただし、当該一二六波の周波数のうち任意の連続する一〇波については、一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値 二　一、八九三・五一五MHz以上一、九〇六・〇八五MHz以下であつて、一、八九三・五一五MHz及び一、八九三・五一五MHzに三〇kHzの整数倍を加えた四二〇波において三〇kHzの帯域幅における平均電力が〇・〇六ナノワット以下の値。ただし、当該四二〇波の周波数のうち任意の二波については、三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五〇ナノワット以下の値
一、九〇六・一MHzを超え二・七五GHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値

24　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
一、〇〇〇MHz以上六GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値

第四章第四節の八の節名中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改める。

第四十九条の八の二（見出しを含む。）中「デジタルコードレス電話」を「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話」に改め、同条第一項中「の各号の」を「に掲げる」に、「次条」を「第四十九条の八の三」に改め、同項第一号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同号ホ中「呼出名称」を「識別符号」に、「通信」を「無線通信」に改め、同ホを同号ニとし、同号中ヘをホとし、トをヘとし、同号チ中「及び」を「又は」に改め、同チを同号トとし、同条第二項中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第二号中「呼出名称」を「識別符号」に、「以下の」を「次に掲げる」に改める。

第四章第四節の八の次に次の二節を加える。

第四節の八の二　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備

（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二の二　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　通信方式は、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）から時分割多元接続方式広帯域デ